

認可地縁団体の手引き

令和6年7月改定

目次

1. 地縁団体とは	4
2. 認可地縁団体とは	4
3. 申請できる団体	5
4. 認可の要件	6
5. 申請から認可までの大まかな流れ	7
6. 認可申請に必要な書類等	8
7. 認可について	9
8. 認可告示後の手続き等	10
(1) 認可地縁団体としての印鑑登録	
(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	
(3) 不動産登記	
9. 認可地縁団体の義務	11
10. 認可地縁団体に係る税金	13
11. 認可の取り消しと解散	14
12. 認可地縁団体が所有する不動産に係る 登記の特例について	15
(1) 特例の対象となる認可地縁団体	
(2) 登記までの流れ	

(3) 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について

(4) 公告に対する異議申し立てについて

[様式集]

・認可申請等の必要書類について

認可申請書（様式1）	22
認可申請書（記入例）	23
就任承諾書（様式2）	24
就任承諾書（記入例）	25
裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（様式3）	26
裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について（記入例）	27
認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（様式4）	28
認可地縁団体告示事項証明書交付請求書（記入例）	29
告示事項変更届出書（様式5）	30
告示事項変更届出書（記入例）	31
規約変更認可申請書（様式6）	32
規約変更認可申請書（記入例）	33

・認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の必要書類について

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式1）	34
所得不動産の登記移転等に係る公告申請書（記入例）	35

[参考例]

規約の参考例	36
議事録の参考例（認可申請の場合）	42
構成員の名簿参考例	43
議事録の参考例（告示事項変更の場合）	44

1. 地縁団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）をいいます。自治会や町内会などがこれにあたるといえます。

2. 認可地縁団体とは

これまで、自治会などには法人格が認められていなかったため、自治会などで所有する集会所等の不動産登記名義は、当該団体の代表者個人又は役員の共有名義でした。このことにより、当該名義人の死亡による相続問題などが生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、一定の手続きにより市町村の認可を受けることで自治会等が法人格を取得し、団体名で不動産等の登記ができるようになりました。

さらに、令和3年5月26日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、地方自治法の一部改正が行われたことにより、令和3年11月26日から、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

なお、自治会が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、奈良市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

3. 申請できる団体

申請できる団体は以下の（１）を満たす団体です。

（１）一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

いわゆる自治会、町内会が対象です。以下のような団体は対象となりませんのでご注意ください。

○特定の目的の活動だけを行う団体

（同好会や、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）

○構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）

○代表者が数人いる団体

（数人の役員が各自代表権を有する団体など）

4. 認可の要件

次の4つの要件（地方自治法第260条の2第2項）を全て満たしている自治会が認可の対象となります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること。

「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態にあるという意味です。

- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

構成員になることができる資格は、年齢・性別・国籍等に関係なく、その区域に住所を有する**すべての個人**ということになります。また、入会の申し込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒むことはできません。また、「相当数の者が現に構成員」とは、一般的にはその区域の住民の過半数を判断基準としています。

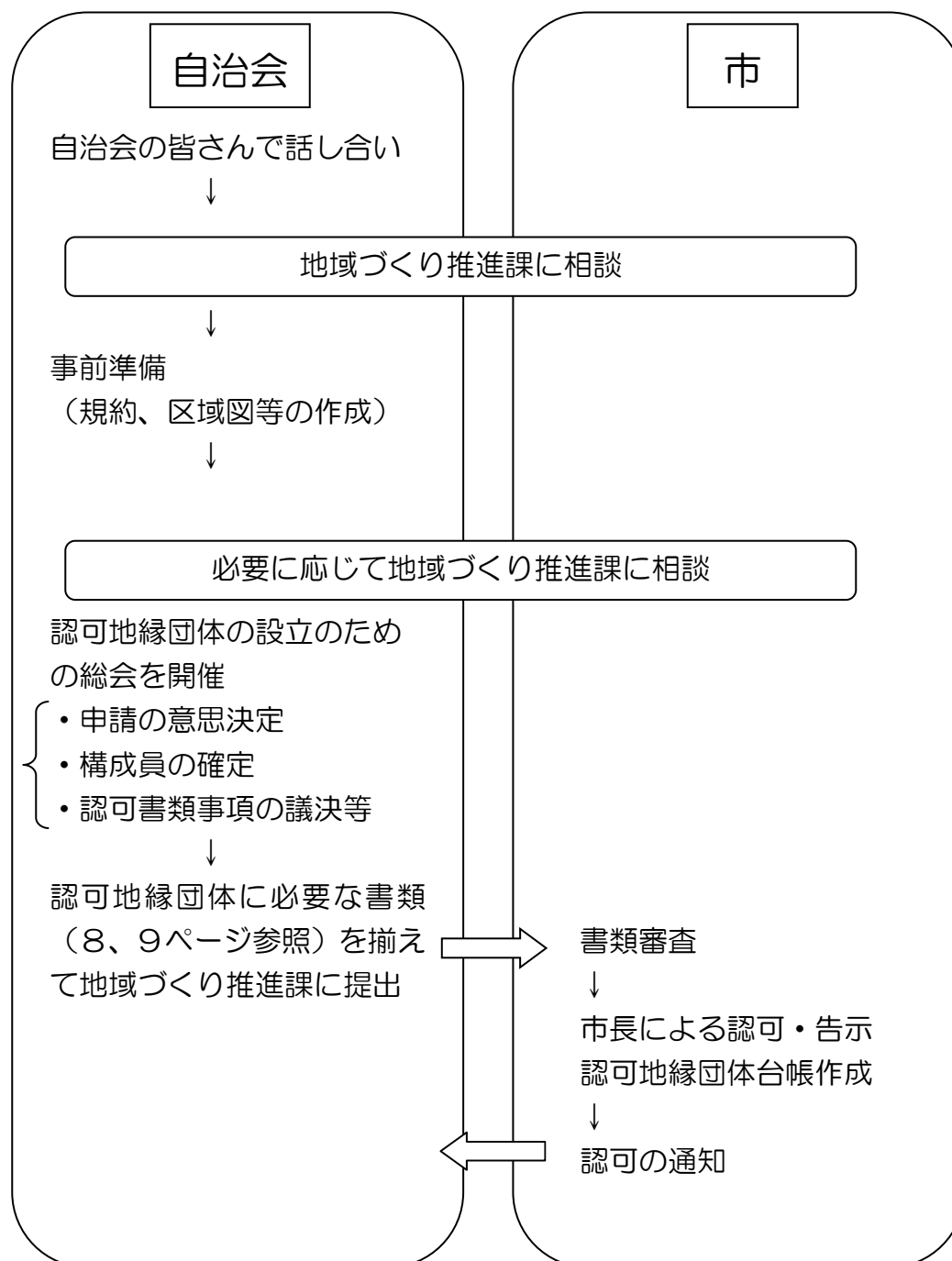
- (4) 規約を定めていること。

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項が定められていることが必要です。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいです。

5. 申請から認可までの大まかな流れ

認可地縁団体の申請は以下のような流れになります。



6. 認可申請に必要な書類等

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

また、認可申請を行うことについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、全会員を対象とした総会で決議することが必要です。必ず事前に地域づくり推進課に相談して下さい。

(1) 認可申請書(22ページ 様式1)

申請書を提出する年月日を申請日として記載してください。

(2) 規約(36～41ページ 規約の参考例)

規約には、(ア)目的、(イ)名称、(ウ)区域、(エ)主たる事務所の所在地、(オ)構成員の資格に関する事項、(カ)代表者に関する事項、(キ)会議に関する事項、(ク)資産に関する事項を定めてください。

また、(ケ)規約の変更に関する事項、(コ)解散に関する事項、(サ)残余財産の処分に関する事項についても定めていることが望ましいです。

※規約を作成し、総会に諮る前に事前に地域づくり推進課に相談して下さい。

(地方自治法及び同法施行規則と整合性をとるため)

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

(42ページ 議事録の参考例(認可申請の場合))

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものでよいとされています。

(4) 構成員の名簿(43ページ 構成員の名簿参考例)

構成員(過半数)の住所・氏名を記載したもので、その自治会内の住民のうち、過半数の方の名簿が必要です。会員である場合には未成年者の氏名も記入が必要です。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

(ア)事業報告書、(イ)決算書、(ウ)予算書、(エ)事業計画書等が必要です。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類(24ページ 様式2)

(ア)申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるものと、(イ)申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾等の写しで申請者本人の署名又は記名押印のあるものがが必要です。

(7) 裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について (26 ページ 様式3)

民事保全法に基づく、裁判所による代表者の職務執行停止等がある場合、その旨の記載が必要です。また、地方自治法第260条の8、第260条の10による代理人がある場合は記載してください。

(8) 区域を示した図面

地図等に区域を囲んで表示したものがが必要です。

7. 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。(不動産登記については司法書士、法務局等にお問い合わせください。)

また、告示される内容は以下のとおりです。

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- (7) 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名)
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- (9) 認可年月日

※告示された内容に変更があった場合は速やかに地域づくり推進課に届出てください (11 ページ参照)。届出がない場合は告示がされず、第三者に対抗することができません。

8. 認可告示後の手続き等

認可告示後の手続きは以下のとおりです。

(1) 認可地縁団体としての印鑑登録(受付：市役所市民課、行政センター)

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度です。

不動産の登記などで法令に基づいて証明書の提出を義務付けられている場合もありますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付申請を行ってください。

○印鑑登録できる人

- ・認可地縁団体の代表者本人

○印鑑登録に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・代表者の個人印(印鑑登録されたもの)
- ・代表者の本人確認書類
- ・代表者の印鑑登録証(カード)
- ・登録する**団体印**

※ただし、次に該当する場合は認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ・印影の大きさが1辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの

※詳しくは市役所市民課、行政センターまでお問い合わせください。月ヶ瀬行政センター又は都祁行政センター所管区域内の団体については、当該団体の所在地を所管する行政センターにおいて印鑑登録申請を行ってください。

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付(受付：市役所市民課、行政センター)

認可地縁団体の印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書に基づき交付します。証明書は1通につき300円です。

※詳しくは市役所市民課、行政センターまでお問い合わせください。月ヶ瀬行政センター又は都祁行政センター所管区域内の団体については、当該団体の所在地を所管する行政センターにおいて印鑑登録証明書の交付申請を行ってください。

(3) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の表示登記・保存登記には、申請書、原因・証拠の書類及び地縁団体の証明書を添付することになります。

不動産登記手続きについては、司法書士や法務局と協議して下さい。

※地縁団体の証明書が必要な場合は、認可地縁団体告示事項証明書交付請求書(28ページ 様式4)により、地域づくり推進課まで請求してください。

証明書は1通につき300円です。

9. 認可地縁団体の義務

認可地縁団体の義務は以下のとおりです。

(1) 告示事項の変更(地方自治法第260条の2第11項)

告示された事項に変更があった場合、市長への届け出が必要になります。以下の書類を揃えて地域づくり推進課まで提出してください。告示事項の変更の申請について、オンライン上で届出が完結できるよう、入力フォーム(LOGO フォーム)を作成しましたので、下記の URL か QR コードよりご提出ください。

<https://logoform.jp/form/p6et/608129>



特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届け出てください。

①代表者が代わったとき

- ・告示事項変更届出書(30ページ 様式5)
- ・代表者の就任承諾書(24ページ 様式2)
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類
(総会議事録の写しなど。44ページ 議事録の参考例(告示事項変更の場合))

②主たる事務所の位置が変わったとき

- ・告示事項変更届出書(30ページ 様式5)
- ・告示された事項に変更があった旨を証明する書類
(総会議事録の写しなど)

※告示された事項に変更があった旨を証明する書類として議事録を提出する場合は、議事録署名人の署名が必要かどうか、自治会の規約を確認してください。

(2) 規約の変更(地方自治法第260条の3第2項)

規約を変更する場合には市長の認可が必要ですので、以下の書類を揃えて地域づくり推進課まで提出してください。なお、規約の変更をする際は事前に必ず地域づくり推進課に相談してください。

- ・規約変更認可申請書(32ページ 様式6)
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証明する書類
(総会議事録の写しなど)

※規約の変更内容が、名称・目的・事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更が必要になります。

(3) 財産目録の作成と備え置き(地方自治法第260条の4第1項)

認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。

(4) 構成員名簿の備え置き(地方自治法第260条の4第2項)

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。
(ただし、市への報告、提出は必要ありません。)

(5) 総会開催の義務(地方自治法第260条の13)

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

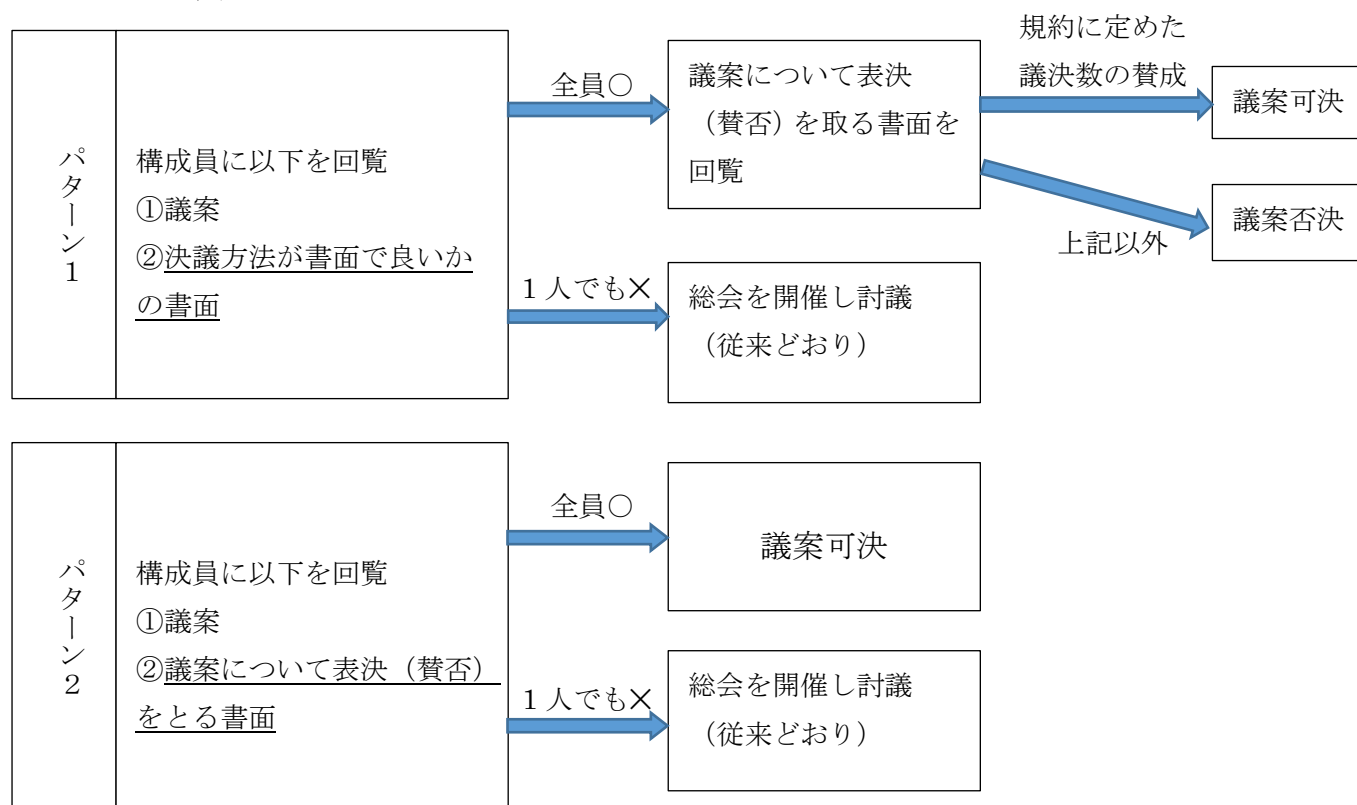
なお、書面表決又はメール等電磁的方法での表決も可能です。

(電磁的方法による表決を可能とするためには、規約の改正や総会の決議が必要です。)

(6) 総会の書面決議又は電磁的方法による決議について(地方自治法第260条の19の2)

令和4年の法改正により、下記の手順を踏む場合に、総会を開催せずに書面または電磁的方法により決議することができるようになりました。

※イメージ図



10. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体に係る税金については以下のとおりです。詳しくは各お問い合わせ先でご確認ください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	均等割…課税免除 法人税割…非課税	均等割と法人税割額 課税	奈良市市民税課 34-4725
	固定資産税	固定資産税の評価で課税 減免措置あり	固定資産税の評価で 課税	奈良市資産税課 34-4726
県税	法人県民税	均等割…課税免除 法人税割…非課税	均等割と法人税割額 課税	奈良県税事務所
国税	法人税	非課税	課税	奈良税務署
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税	奈良税務署

1 1. 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し（地方自治法第260条の2第14項）

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・認可要件（6 ページ参照）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・不正な手段により認可をうけたとき

(2) 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

- ・規約に定めた解散事由の発生
- ・破産手続き開始の決定
- ・認可の取り消し
- ・総会の決議
- ・構成員が欠けたこと

12. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例が創設されました（地方自治法第260条の46第1項）。この改正により、これまで登記名義人の所在が分からず認可地縁団体への名義変更が滞っていた不動産について、所定の手続きを経ることで認可地縁団体への名義変更が可能になりました。

※この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

（1）特例の対象となる認可地縁団体

次の4つに該当し、かつこれらを疎明するに足りる資料がある場合に対象となります。

①申請を行う認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

この特例は、地縁による団体名義で登記ができなかったことにより、便宜上認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている不動産を対象としており、申請時点において認可地縁団体が所有していることが要件とされています。

②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって、平穩かつ公然と占有していること。

期間については、認可地縁団体として認可を受ける前の期間を含めます。

③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

認可地縁団体の構成員ではない第三者が登記名義人となっている不動産や、認可地縁団体の構成員が個人的に所有している不動産については対象とはなりません。

④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

登記関係者のうち少なくとも一人の所在が知れない場合には要件を満たすことになります。※ただし、所在が判明している登記関係者がいる場合には、この特例により認可地縁団体が不動産の登記名義人となることについて事前に同意を得ておくことが望ましいです。

(2) 登記までの流れ

①事前準備

書類の作成等について、事前に地域づくり推進課にご相談ください。

②総会の開催

各認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、以下の内容についての議決を行ってください。

【協議事項】

- ・申請不動産の所有に至った経緯についての議決
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がなかった場合)
- ・特例適用を申請する旨の議決

③申請

以下の書類を地域づくり推進課へ提出してください。

【提出書類】

- ・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ・申請不動産の登記事項証明書
- ・申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請（所有不動産の登記移転等に係る公告申請）をすることについて総会で議決したことを証する書類
※令和3年11月26日より前に認可を受けた団体は、認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができます。
- ・申請者が代表者であることを証する書類
- ・地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明に足りる資料

→18ページ参照

④審査

申請の要件、提出書類の内容等について市で審査します。

⑤公告

要件を満たしている場合、下記の事項について、市が3カ月以上の公告を実施します。

(公告する事項)

- ・地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ・申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ・申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者であること
- ・異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

⑥情報提供

異議がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施します。

なお、公告結果の提供時には、奈良市手数料条例の規定により、1件300円の手数料が必要です。

異議があった場合、市長から認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者等の市民や住所、異議を述べた理由等が通知され、公告による手続きは中止されます。

→20ページ参照

⑦登記

申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記します。

(3) 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について

認可地縁団体が所有する不動産について、この特例適用を受けるために一定の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料については、次の通りです。

①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と所有していること

※認可地縁団体が不動産を所有している事実に加えて、公告の申請時とその10年以上前の時点で不動産を所有している事実を疎明するに足りる資料が必要であるとされています。

1. 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等を提出するほか、10年以上占有していた事実を疎明する書類として、

- ・公共料金の支払領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本（法務局）
- ・旧土地台帳の写し（法務局）
- ・固定資産税の納税証明書（市民税課）
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書（資産税課）等

※（ ）は申請窓口。

2. 上記の資料が入手困難な場合は、入手困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほか、

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

1. 下記の書類

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等

2. 上記1の資料が入手困難な場合は、入手困難な理由書を提出するほか、

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

1. 下記の書類

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

～不在住証明書について～

不在住証明書は市民課にて発行できます。

○発行の際に必要なもの

- ・申請する者の本人確認書類
- ・不在住証明する者の氏名、住所が分かるもの

(4) 公告に対する異議申し立てについて

認可地縁団体から提出された公告申請に対して異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者は、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書と以下の書類の提出により奈良市長に申し出を行います。

登記関係者の別	登記関係者等である旨	申請書に記載された氏名及び住所
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票の写し 戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明する者	所有権を有することを疎明するに足りる資料	

<異議を述べるものが現れた場合>

市長が公告をした結果、登記関係者等が異議を述べた場合には、市長から認可地縁団体に対し、異議を述べた登記関係者の氏名や住所、異議を述べた理由等が通知され、公告による手続きは中止されることとなります。

ただし、この通知には、当事者間での協議等を円滑にするため、異議を述べた登記関係者等の氏名や住所等が記載されることとなっており、通知を受け取った認可地縁団体は、当該者との協議等を行うことが可能です。

様式集及び参考例

様式 1 (地方自治法施行規則第 18 条関係)

年 月 日

奈良市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

○年□□月※※日

奈良市長

規約で定めた自治会の名称、及び主たる事務所の所在地を記入してください。(記載されているものを告示します。)

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 〇〇〇自治会

所在地 奈良市■■■町△△番地

代表者の氏名及び住所

会長の氏名と住所をご記入ください。

氏 名 奈良 太郎

住 所 奈良市××町△〇番地

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式 2

就 任 承 諾 書

年 月 日

私は、自治会の代表者に就任することを承諾します。

住所

氏名

※署名又は記名・押印

就 任 承 諾 書

記入例

【代表者変更の場合】
総会以降の日付をご記入ください。

△年□□月▼▼日

私は、自治会の代表者に就任することを承諾します。

【代表者変更の場合】
新会長の住所、氏名をご記入ください。

住所 奈良市〇〇町△▼番地

氏名 万葉 次郎

※署名又は記名・押印

年 月 日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

自治会名 _____ 自治会 _____

代表者名 _____

※署名又は記名・押印

1.裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ 無)

2.裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ 無)

有の場合 氏名 _____

住所 _____

3.代理人の有無 (有 ・ 無)

有の場合 氏名 _____

住所 _____

記入例

○年□□月※※日

裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

自治会名	〇〇〇	自治会
------	-----	-----

代表者名 **奈良 太郎**

※署名又は記名・押印

民事保全法に基づく、裁判所による処分があれば、ご記入ください。

1.裁判所による代表者の職務執行停止の有無 (有 ・ **(無)**)

2.裁判所による代表者の職務代行者の有無 (有 ・ **(無)**)

有の場合 氏名

住所

3.代理人の有無 (有 ・ **(無)**)

有の場合 氏名

住所

代理人等がいる場合はご記入ください。

様式 4

認 可 地 縁 団 体 告 示 事 項 証 明 書 交 付 請 求 書

年 月 日

奈 良 市 長

申請人	住 所	(TEL)
	氏 名	

申請に係る 団体の名称及び 事務所の所在地	所 在 地	奈良市		
	名 称			
使用の目的		提出先		
_____ 件				
奈市地証第 号				

(※太線枠内をご記入ください。)

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

奈良市長

申請される方の住所と氏名をご記入
ください。

○年□□月▲▲日

申請人	住 所	奈良市××町△○番地 (TEL ■■■ - 〇■△※)	
	氏 名	奈良 太郎	

申請に係る 団体の名称及び 事務所の所在地	所 在 地	奈良市■■■町△△番地		
	名 称	〇〇〇自治会		
使用の目的	登 記	提 出 先	法務局	
<u>2</u> 件				
奈市地証第 号				

(※太線枠内をご記入ください。)

様式 5（地方自治法施行規則第 20 条関係）

年 月 日

奈良市長

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

△年□□月××日

奈良市長

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名称は市に登録されている自治会名です。

名 称 ○○○自治会

主たる事務所の所在地は自治会で作
成された規約でご確認ください。（例
えば、事務所の所在地が会長宅であ
る場合は、会長の住所）

所在地 奈良市■■■町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 万葉 次郎

住 所 奈良市○○町△▼番地

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により、告示さ
れた事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所変更

（変更前） 大和 花子 奈良市□□町△番地

（変更後） 万葉 次郎 奈良市○○町△▼番地

主たる事務所の所在地の変更

（変更前） 奈良市□□町△番地

（変更後） 奈良市○○町△▼番地

主たる事務所が代表者宅に置かれていた場合など

2 変更の年月日

△年□□月△日

おおむね総会の日

（規約に別の定めがある場合はその日付）

3 変更の理由

任期満了に伴う役員改選

任期満了の場合

様式 6 (地方自治法施行規則第 22 条関係)

年 月 日

奈良市長

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

×年〇〇月■■日

奈良市長

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 奈良市■■町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 万葉 次郎

住 所 奈良市〇〇町△▼番地

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式 1 (地方自治法施行規則第二十二條の二の五関係)

年 月 日

奈良市長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

様式 1 (地方自治法施行規則第二十二條の二の五関係)

△年□□月▼▼日

奈 良 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○○自治会

所在地 奈良市■■■町△△番地

代表者の氏名及び住所

氏 名 奈良 太郎

住 所 奈良市××町△○番地

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
集会所	○○○. ○○㎡	奈良市■■■町※※番地

・土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	○○○. ○○㎡	奈良市■■■町※※番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 万葉 三郎

住 所 奈良市■■■町◇◇番地

令和 3 年 11 月 26 日より前に認可を受けた団体は、認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、当該目録をもってこれに代えることができます。

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

【規約の参考例】

〇〇自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- (4) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (5) 集会施設の維持管理
- (6) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(名称)

第2条 本会は、〇〇会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、奈良市〇〇町×番□号から××番□□号までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、奈良市〇〇町×番□号におく。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 一人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書記 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) その他の役員 〇人
- (6) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長、書記、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 書記は、本会に関する一切の記録業務を遂行する。
- 4 会計は、本会の会計事務を行う。
- 5 その他の役員は、本会における専任業務を遂行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をする為必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 総会員の〇分の〇以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ開会することは出来ない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保にする場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり翌△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の〇分の〇以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

【議事録の参考例】（認可申請の場合）

〇〇自治会臨時総会 議事録

1. 総会の日時及び場所

日時 〇年〇〇月〇〇日

場所 〇〇自治会集会所

2. 総会の目的

〇年度役員選任の件及び、認可地縁団体申請の件の議決

3. 現在の会員数及び出席者数

(1) 現在の会員数 〇〇名

(2) 出席数 〇〇名（うち書面表決者〇〇名、表決委任者〇〇名）

4. 議長(〇〇〇〇氏)が会長により選任され、総会の成立を宣言した。

5. 議決事項

次の方々が役員として選任されていることを確認し、議決事項に移った。

会長 〇〇〇〇

副会長 〇〇〇〇

会計 〇〇〇〇

監査 〇〇〇〇

(1) 認可地縁団体申請の件

(2) 認可地縁団体の申請及び代表者を会長に選任する件

(3) 議事録署名人の選出

以上の(1)、(2)、(3)の事項については、出席者〇〇名中〇〇名の賛成により可決された。なお保留は〇名、反対は〇名であった。

以上、議事録として確認します。

〇年〇〇月〇〇日

議長

〇〇〇〇

※署名又は記名押印

議事録署名人

〇〇〇〇

〃

議事録署名人

〇〇〇〇

〃

【構成員の名簿参考例】

〇〇自治会構成員名簿

構成員(会員)総数

名 (年□月△日現在)

[illegible]

【議事録の参考例】（告示事項変更の場合）

〇〇自治会△年度定例総会 議事録

1. 総会の日時及び場所

日時 〇年〇〇月〇〇日

場所 〇〇自治会集会所

2. 現在の会員数及び出席者数

(1) 現在の会員数 〇〇名

(2) 出席数 〇〇名（うち書面表決者〇〇名、表決委任者〇〇名）

3. 議長(〇〇〇〇氏)が会長により選任され、総会の成立を宣言した。

4. 議決事項

(1) △年度事業報告

〇〇〇…

(2) △年度決算報告

〇〇〇…

(3) □□年度役員選任

次の方々が役員として選任されることが異議無く承認された。

会長 〇〇〇〇

副会長 〇〇〇〇

会計 〇〇〇〇

監査 〇〇〇〇

(4) □□年度事業計画（案）の審議

〇〇〇…

(5) □□年度予算（案）の審議

〇〇〇…

以上（１）～（５）の事項については、出席者〇〇名中〇〇名の賛成により可決された。なお
保留は〇名、反対は〇名であった。

以上、議事録として確認します。

〇年〇〇月〇〇日

議長 〇〇〇〇 ※署名又は記名押印

議事録署名人 〇〇〇〇 //

議事録署名人 〇〇〇〇 //